

# 学校いじめ防止基本方針（小山町立成美小学校）

## 1 基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

以上の考えにより、本方針を策定します。

## 2 いじめの防止等の対策のための校内組織

<いじめ防止対策委員会>

[校内の全教職員]

[連携を図る外部専門家]

スクールカウンセラー、学校評議員、主任児童委員、警察関係者（交番）

スクールソーシャルワーカー、学校医、子ども相談員

★いじめ防止対策委員会では、以下のような内容について検討を行う。

- （未然防止～健やかでたくましい心を育む）
  - ・人権感覚、自尊感情、規範意識を育てるための方策
  - ・いじめ防止基本方針の策定や見直し
- （早期発見・早期対応）
  - ・アンケートの作成、結果の考察
  - ・情報交換、共有 ・事情徴収 ・事実確認
- （関係機関との連携）
  - ・情報交換
  - ・事案発生時の対応

### 3 いじめ防止等のための対策

#### (1) 人権教育の推進

##### ①学級活動

- ・いじめを許さない、いじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではないことを、教職員全体で共有し、指導にあたる。
- ・他者の役に立っていると感じ取ることができる機会をすべての児童に提供し自己有用感・自己肯定感を育む。
- ・人間関係づくりプログラムを年間計画の中に位置づけ、計画的に実施していく。

##### ②道徳教育

- ・**道徳教育推進教師**を中心に、**特別の教科道徳**の年間計画を見直し、充実を図る。
- ・道徳をとおして規範意識や集団のあり方及び人権に関する教育を推進する。
- ・道徳の授業の中で、友達を思いやる心や自己肯定感を育成する。

##### ③全教育活動

- ・様々な場面・学習を通して児童の社会性やコミュニケーション能力を育成する。
- ・「みんなちがって、みんないい」の考えのもと、いろいろな人が共に生きていることを理解し、みんなで助け合っていく心を育む。
- ・「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつけることは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。また、その考え方こそ、大きないじめにつながることを理解する。文科省の定義を教育現場では重視するが、双方の言い分もしっかりと把握した上で事実確認に努める。

#### (2) 子どもの自主的活動の場の設定

##### <児童会の活動>

- ・仲良し班活動の充実により、子供相互の結びつきを深める。
- ・あいさつ運動を通して、子ども同士の関わりを深める。
- ・児童会が、中心となって、いじめ防止対策の推進を行う。  
(いじめ撲滅宣言、いじめ防止標語の募集)
- ・「見て見ぬ振りをしない」子ども同士がアンテナを高くし、悩んでいる子の相談にのる。  
また、いじめを知ったらすぐに担任や他の教職員に伝える。

#### (3) 保護者や地域への啓発

##### ①家庭との連携

- ・学校だよりや学年だよりによる子どもたちの活動の広報

- ・いじめ等に係る学校の考え方の周知（PTA総会や学級懇談会、学校だより等）
- ・学校ホームページで、本校いじめ防止基本方針の周知。

#### ②地域との連携

- ・学校だよりによる教育活動の広報と周知。
- ・保護者による登校時の交通指導を通じた児童の様子の情報交換。
- ・交通指導員等、外部組織をはじめとする関係機関との連絡と報告を励行する。

#### (4) いじめに関する教職員の研修

- ・生徒指導部会の中で、いじめに関わる研修を行う。(毎月)
- ・いじめ発見後の教師の対応についての研修、複数の教職員で対応することの共通理解。

#### (5) いじめの早期発見・早期対応

##### ①アンケートの実施

- ・6月、12月、2月の生活ジャンプアップアンケート調査の実施  
実施後集計し、集計結果を基にいじめ防止対策委員会で、対策を検討
- ・月初めのアンケートの実施

##### ②学級担任による教育相談の実施

- ・年3回実施。
- ・心配される児童への定期的な相談の実施
- ・教育相談員による相談体制の確立と教頭をはじめとする担当への報告、連絡、相談の徹底

##### ③スクールカウンセラーによる教育相談の実施

#### (6) いじめに対する措置

##### ①いじめ対策委員会の開催

- ・いじめと見られる行為を認めたときは、当該教職員が、いじめ対策委員会に報告する。
- ・いじめの情報を受けた時は、直ちに委員会を開き対応を検討する。
- ・いじめアンケート実施後は、情報がなかった場合でも、委員会を開く。
- ・速やかにいじめられた児童、知らせた児童、関係児童・集団の話を聞けるような体制をとる。(複数による事情徴収、複数による指導の徹底)
- ・いじめ対策委員会を通し、学校全体で情報共有を図り、必要な組織体制をとり、指導にあたる。

##### ②いじめられた児童・保護者への配慮と対応

- ・いじめられた児童、知らせた児童への安全を確保する。
- ・すぐに電話連絡をし、状況を伝える(いじめられた児童・いじめた児童)
- ・該当保護者に連絡し、家庭訪問や学校で話し合いの場を設けるなどをして、事態の収拾に努める。

<被害児童への聞き取り>

- 教職員は、被害者の視点に立ち、「味方」となって支える立場で接する。
- いじめられていることを語りたがらない場合は、時間を重ねていくことを考慮し、性急にならずに気持ちに寄り添って話を聞く。

③いじめた児童・保護者への指導と対応

- ・該当保護者に連絡し、家庭訪問や学校で話し合いの場を設けるなどをして、事態の収拾に努める。
- ・該当保護者を学校に呼び、状況を十分に理解できるように説明をする。

<加害児童への聞き取り>

- いじめを行っている時の気持ちなどについて話をさせる。
- いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず、受容的に聞く。
- 「いじめは絶対許されない行為」として、けんか両成敗的な指導はしないが、子どもの言い分はしっかりと聞いて対応に生かす

(7) 重大事態への対処

①調査

- ・重大事態が発生した場合には小山町教育委員会に報告し、指示に従い調査を行う。
- ・調査組織が町教委の場合は全面協力し、学校の場合は町教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査する。
- ・調査結果は町教委が町長へ報告すると共に、町教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報をいじめを受けた子ども及びその保護者に提供する。

②各対応の担当

- ・校内の統制と指揮 (校長)
- ・学外への緊急支援要請 (校長・教頭)
- ・報道機関への対応 (教頭)
- ・全校児童生徒への対応 (教頭・教務)
- ・関係機関との連携 (教頭)
- ・授業変更等の措置 (教務)
- ・経過の整理 (学級担任・生徒指導主任)
- ・現場での実践的対応 (学級担任・生徒指導主任)
- ・保護者、地域との連携 (学級担任・生徒指導主任)
- ・保護者への連絡、対応 (学級担任・生徒指導主任)
- ・個々の児童生徒への対応 (学級担任・生徒指導主任)
- ・SCや子ども相談員、SSW、医療機関との連携 (生徒指導主任)
- ・保護者や学校、各機関との連携補佐 (スクールソーシャルワーカー)
- ・児童生徒の心のケア (スクールカウンセラー)
- ・応急処置や心のケア (養護教諭)

